

中国における知的財産権侵害および不正競争事件についての損害賠償指導意見および法定賠償に関する審判基準について



杜嘉璐

北京銀龍知識産権代理有限公司 (Dragon
Intellectual Property Law Firm)

弁護士 (研修) 弁理士
法律部 部長

北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に北京において創設された中国におけるIP事務所である。2017年に北京慧龍法律事務所を創立し、専利権、商標権、著作権、不正競争等を巡る知財侵害紛争および技術契約などの知財業務において、全面的に展開している。杜氏は、2011年に北京銀龍知識産権代理有限公司に加入し、特許権の取得、復審、無効手続、訴訟及びカウンセリングにおいて豊富な経験を有する。

【概要】

2020年4月、中国北京高級裁判所は、「知的財産権侵害および不正競争事件についての損害賠償指導意見および法定賠償に関する審判基準¹」（以下、「指導意見」と略称する）を発表した。これは、法律規定ではなく、北京市の裁判所への指導意見という位置づけであるが、北京高級裁判所は知的財産関連の審理件数が多く、審理レベルが高いため、当該指導意見は、中国の賠償制度において参考にする価値があるといえる。

当該指導意見は、第一章「基本規定」、第二章「文字作品の法定賠償に関する審判基準」、第三章「音楽作品の法定賠償に関する審判基準」、第四章「美術作品の法定賠償に関する審判基準」、第五章「撮影作品の法定賠償に関する審判基準」、第六章「ビデオ作品・製品の法定賠償に関する審判基準」、第七章「商標権侵害の法定賠償に関する審判基準」、第八章「不正競争行為の法定賠償に関する審判基準」からなる。本稿では、重要度の高い第一章「基本規定」を中心に説明する。

¹ 中国語：北京市高级人民法院关于侵害知识产权及不正当竞争案件确定损害赔偿的指导意见及法定赔偿的裁判标准

【詳細】**1. 損害賠償の確定原則について**

指導意見の 1.1 には、「損害賠償の確定にあたって、知的財産の市場価値による指向を遵守し、補填原則に従い、補償を主要手段、懲罰を補足手段とする損害賠償の司法認定体制を具体化した。被告は過失により他人の知的財産権を侵害や不正競争行為を実施して、損害を与えた場合、損害賠償責任を負わなければならない。」と規定されている。

当該指導意見の後に、2021 年 1 月 1 日に施行された民法典の第 1185 条には、「他人の知的財産権を故意に侵害し、情状が深刻である場合、被侵害者は相応な懲罰的賠償を請求することができる」と規定されている。また、懲罰賠償の適用を詳しく規定するために、2021 年 3 月 3 日に、「最高人民法院による知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰賠償の適用に関する解釈」が頒布され、「原告請求原則」、「故意」の認定標準、「情状が深刻」の認定標準、「算定の基礎額」、「倍数の確定」等の詳細が規定された。

侵害を受けた多くの者が懲罰賠償の適用を期待するが、中国の民事損害賠償制度の原則は「補填原則」である。このため、知的財産に対して懲罰賠償制度が導入されたが、潜在的な侵害者を抑止するための補足的な手段であり、侵害情状が深刻な故意侵害行為のみに適用される。

2. 賠償算定方法および順序

当該指導意見の 1.2 には、「当事者は、権利者の実際の損失、権利侵害者の獲得した利益、使用許諾料、法定賠償の順序で、具体的な賠償算定方法を提案しなければならない。当事者が後続の賠償算定方法を選択した場合、反対証拠がない限り、事前の賠償算定方法で賠償金額を確定することが困難と推定される場合がある。」と規定されている。

当該規定によれば、原告および被告のいずれも権利者の実際の損失、権利侵害者の獲得した利益、使用許諾料（ライセンス料）、法定賠償という 4 つの算定方法から選択できる。異なる算定方法で異なる賠償金が算定されるので、裁判官が当事者双方により提出された証拠の信憑性により、最終的に賠償金を決定する。

法定審理の際に、裁判官は通常当事者双方に対して、主張する算定方法の提出、および、算定方法を支持する証拠を参照しながら具体的な計算数式を提出することを要求する。

3. 実際の損失および権利侵害による利益の確定

当該指導意見の1.7には、「権利者の実際の損失および権利侵害者の獲得した利益を確定するにあたって、証拠規則を活用し、証拠の優越性の基準を適用し、知的財産の市場価値、貢献度等の合理的な要素を考慮しなければならない。

権利侵害者の獲得した利益の確定は、一般的に営業利益を基準とする。被告が完全に事業を侵害した場合、販売利益を基準とすることができる。」

上記より、具体的な損失または利益を計算する際には、証拠が重要であり、証拠内容の程度により裁判所が算定する金額も変動する。例えば、通常、ECサイトの販売量、侵害者の年間報告における販売量および利益率、監査事務所により作成された監査報告書、中立的な第三者の機関により作成された市場報告書等が一般的に採用される証拠である。

なお、損失および利益に含まれる知的財産以外の要素を排除するために、「知的財産の市場価値」および「貢献度」を考慮すべきである。例えば、特許関連案件では、侵害者の利益を、通常、単価×販売量×利益率×特許貢献度という数式で計算している。

(2019)晋民終142号判決では、裁判官は、被告の製品宣伝会の宣伝資料に記載されている年度販売額と、会計事務所により作成された原告の過去三年間の平均利益率に基づいて、侵害者の利益が1080万元であると確定している。

4. 裁量による賠償について

当該指導意見の1.8には、「裁量による賠償は法定賠償ではなく、権利者の実際の損失または権利侵害者の獲得した利益の概算に該当する。権利者の実際の損失または権利侵害者が獲得した利益が明らかに法定賠償限度額を超えていることを証明する証拠がある場合、事件全体の証拠状況を総合し、法定限度額以外に賠償金額を合理的に確定することができる。」と規定されている。

裁量による賠償を規定する理由は、実際の案件には、原告により提出された証拠が「権利者の損失」または「侵害者の利益」を十分に支持できず、裁判官が損失または利益を正確に計算できないが、その証拠がある程度損失または利益を反映できる状況であり、当該状況を合理的に解決するために、損失または利益を概算する必要性があるためである。

更に、裁量による賠償の上限額が法定で制限されておらず、証拠が十分であれば、法定賠償額を超えることができる。

(2019) 粵知民終 86 号判決では、原告は、インターネットで開示された被告の販売量と、原告製品の利益率に対する監査報告とに基づいて、侵害による利益という算定方法で 2000 万元の賠償金を主張した。裁判官は、販売量に関する複数のインターネット証拠に信憑性の欠如や、矛盾があるため、侵害による利益を算定することが難しいと判断し、原告および被告により提出された証拠に基づいて、法定上限賠償金の 100 万元より大幅に高い金額である裁量による賠償 500 万元を判決した。

5. 合理的な使用許諾料について

当該指導意見の 1.9 には、「使用許諾料を参照して賠償金額を確定する場合、通常、同等の合理的な使用許諾料を下回らないものとする。

合理的な使用許諾料を認定するにあたって、次の各号に掲げる要素を総合的に考慮することができる。

(1) 使用許諾契約が実際に履行されているか、請求書、支払証書等の対応する証拠があるか。

(2) 使用許諾契約が締結されているか。

(3) 使用許諾された権利、方式、範囲、期間等の要素と被疑行為との間に比較可能性があるか。

(4) 使用許諾料が通常の商用許諾料であって、訴訟、買収、破産、清算等の外部要因の影響を受けていないか。

(5) 許諾者と被許諾者との間に親族関係、投資または関連会社等の利害関係があるか。

(6) その他の要素」
と規定されている。

上述の規定によると、裁判所の使用許諾契約の真実性に対する要求が高い。その理由は、権利者が偽の使用許諾契約を作成して、合理的でない使用許諾料に基づいて高額の賠償金を求めることを防ぐためである。

(2021)川06知民初195号判決では、原告が第三者との「商標使用許諾契約」を提出したが、契約が実際に履行された証拠および政府への登録証拠のいずれも提出できず、更に、当該許諾契約により示している費用は商標の使用許諾および会社名称の使用費用をまとめて示しているため、商標使用許諾料を明確に特定できないため、賠償金の算定根拠にならないと認定された。

6. 拳証妨害について

当該指導意見の1.26および1.27には、「知的財産権侵害および不正競争事件のいずれにおいても、拳証（証拠を挙げること）妨害の関連規定を適用して拳証責任の配分、賠償金額の確定を行うことができる。権利者の損失の確定が困難で、権利侵害者が獲得した利益について一応の（中国語：初步）証拠を原告が提出したが、被訴侵害行為に関連する帳簿、資料を主に被告が保持している場合、被訴侵害行為に関する帳簿、資料を提出するよう被告に命じることができる。被告が正当な理由なく提出を拒否した場合は、原告の主張および提出された証拠に基づいて賠償金額を認定することができる。」と規定されている。

拳証妨害制度は権利者の拳証責任を軽減するためのものであり、その前提に権利者が一応の証拠を提出できることにある。すなわち、「主張する者が拳証責任を負う」という原則の下、権利者に対する証拠提出要件を軽減することおよび拳証責任を被告へ移転するという制度である。

(2021)京民終736号判決では、原告により提出された被告の社員である営業職の音声録音証拠によれば、被告の商品販売開始時期が2018年3月であり、毎月の販売数が1000～2000台である、と述べられていた。また、中立的な立場である「中国家具業界協会」のサイトに掲載された2018年度の中国家具業界の平均利益率は約6%であった。これに基づき原告は、侵害行為による利益が、1000台×

2000 元/台 × 24 月 × 6% = 288 万元であると主張した。一審裁判所は被告に対して実際の販売数が記載された帳簿、販売契約書を提出することを命じた。被告側は「2018 年 3 月～2020 年 5 月までの販売数が 925 台である」旨の説明のみを提出し、営業職の者は販売数を著しく誇張していると主張した。裁判所は、「営業職の者は販売数を誇張しているかもしれないが、実際の販売状況を被告側だけが把握しているという前提の下で、法廷においてすでに実際の販売帳簿と契約書提出の必要性を説明した。しかし、被告は、前述の証拠の提出を拒否し、権利侵害行為を実施した者自身の陳述が不実である可能性があるという理由で権利者の立証内容を否定しており、誠実訴訟の原則に合致しない。」と認定し、原告が主張した賠償金の全額を支持した。

7. まとめ

本稿は指導意見の一部のみの説明だが、当該指導意見は、各裁判官の審理レベルを向上させ、かつ審理基準を統一するための、賠償に関する各要素が詳しく規定されているといえる。

【ソース】

1. 「知的財産権侵害および不正競争事件についての損害賠償指導意見および法定賠償に関する審判基準(1)」 (第一章から第五章)

<https://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2020/04/id/5090617.shtml>

2. 「知的財産権侵害および不正競争事件についての損害賠償指導意見および法定賠償に関する審判基準(2)」 (第六章から第八章)

<http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2020/04/id/5091211.shtml>

3. 最高人民法院による知的財産権侵害の民事事件の審理における懲罰賠償の適用に関する解釈

(中国語) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/interpret20210303.pdf

(日本語) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20210303.pdf

4. (2019) 晋民終 142 号判決
5. (2021) 京民終 736 号判決
6. (2021) 川 06 知民初 195 号判決
7. (2019) 粵知民終 86 号判決
8. 中華人民共和国 民法典

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/75ba6483b8344591abd07917e1d25cc8.shtml>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)